

会 議 要 旨

会 議 の 名 称	令和元年度 第1回川越市文化財保護審議会
開 催 日 時	令和元年5月24日(金) 14時 開会 ・ 16時30分 閉会
開 催 場 所	教育委員会室
議 長 (会 長)	山野会長
出席委員(人数)	大久根委員、小久保委員、酒井委員、佐藤委員、羽生委員、馬場委員、林委員、 牧野委員、 松尾副会長、水上委員、山野会長 (11名)
欠席委員(人数)	(0名)
傍 聴 者	0名
会 議 次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委嘱書交付 3 正副会長選出 4 正副会長挨拶 5 会議の傍聴について 6 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 前回の会議について (2) 今年度の補助事業について (3) 山王塚シンポジウム開催結果について (4) 河越館跡について (5) 旧山崎家別邸について (6) 川越城跡第37次調査の結果について (7) 新指定候補文化財について 7 次回の予定 8 その他 9 閉 会

議事の経過

(1) 前回の会議について

(事務局より説明)

(2) 今年度の補助事業について

(事務局より説明) 今年度は7件の補助事業を予定している。下小坂の大ケヤキは昨年度台風で大枝が折れ、負担軽減と安全確保のため剪定を行った。今年度も引き続き枯れ枝等の除去等を行う。また、並木の大クスが隣接する民家に根が進入し、県の補助で支障根対策を行った。根元の腐朽が50%近くに進んでおり、倒伏防止対策として軽減剪定と丸太の支柱設置を行う予定である。

【意見・質疑応答】

○大クスやケヤキは専門家の判断で剪定しているか。

(回答) 樹木医に診てもらっている。

○並木の大クスは公園になっているが安全上問題はないか。

(回答) 平成24年度にワイヤーの支えを入れており、今回さらに支柱を設置し、倒伏しないよう対策する。

(3) 山王塚シンポジウム開催結果について

(事務局より説明) 4月20日(土)にやまぶき会館において、博物館との共催で「シンポジウム山王塚古墳～上門下方墳の秘密に迫る」を開催し、約310人の参加があった。

(4) 河越館跡について

(事務局より説明) 河越館跡の未整備地について、今年度、来年度にわけて用地買収を行う予定である。発掘調査は来年度から入る予定で進めている。

(5) 旧山崎家別邸について

(事務局より説明) 国の文化審議会において旧山崎家別邸1棟が重要文化財指定するよう文部科学大臣に答申された。後日行われる官報告示をもって、国の重要文化財に指定される予定である。指定されると、市内の重要文化財は13件、うち建造物は5件となる。

【意見・質疑応答】

○庭園の方は指定範囲に入っているか。

(回答) 建物だけの指定で、庭園は登録記念物のままとする。

○重要文化財になることで、今後の活用方法は変わるか。

(回答) 現在の公開のほか、重要文化財指定記念の無料公開などを検討している。

○所管課に任せるだけでなく、文化財保護課としても積極的に働きかけるように。

○所管課の今後の方針について聞き、意見を交わせる場を設けてほしい。

(6) 川越城跡第37次調査の結果について

(事務局より説明) 川越城跡内で開発計画があり発掘調査を行ったところ、旧市街地中心部で初となる古墳が検出され、鉄剣、金銅製の柄頭、耳管などが出土した。柄頭は他の出土事例から6世紀末～7世紀前葉の製作と考えられており、副葬の年代を考えると古墳は7世紀中葉くらいまでのものと考えられる。また、近世川越城南西部で初となる中世後期の堀跡の検出があ

議事の経過

り、かわらけの小片が出土した。

【意見・質疑応答】

○鉄剣は刀身が薄く見えるが実用的なものか。

(回答) 見かけよりは重さがありしっかりした刀身である。装飾太刀ならば権力の象徴で儀仗用のものだが、鉄剣と柄頭が同一のものかはわからない。

○鳥頭坂から喜多院まで仙波台地の古墳群があり、高沢橋の大連寺から埴輪が出たことがあるという話を聞いたことがある。その中間地点に古墳が出てきたことは、仙波台地上にずっと古墳があったことを裏付ける貴重な成果だ。

○川越城跡は中世と近世の重層構造となっており、従来太田道灌が築城した河越城は川越城跡の中の北東の方にあったと考えられてきた。今回の調査結果は川越城跡の南西ということだが、中世の城が今まで考えていた場所ではないかもしれないということでしょうか。

(回答) 堀のごく一部しか出ていないので実際の位置まではわからないが、中世の河越城の範囲については考えなおさなければいけないだろう。

○場合によっては、太田道灌の時代よりも前という可能性もある。

○すぐ近くに旧市民会館がある。何か工事がある際には発掘調査を行うよう所管課と連携を取ること。

(7) 新指定候補文化財について

事務局より説明後、自由討議